

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画 (第4期) の基本的方向性について

【答申】 (案)

令和5年(2023年)10月〇〇日

札幌市市民まちづくり活動促進テーブル

はじめに

札幌市では、「市民まちづくり活動促進条例」に基づき、平成21年度に市民まちづくり活動促進基本計画を定め、以後5年毎に第2期(平成26年度)、第3期(令和元年度)と改定を重ねながら、まちづくり活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が主役のまちづくりが進められてきました。

今年度が第3期計画の最終年度となることから、令和5年5月、私たち市民まちづくり活動促進テーブルに対し、計画の見直しの基本的方向性について市長からの諮問がありました。

これを受け、事業検討部会を中心に集中的に議論を重ね、町内会、NPO、企業、学識経験者などそれぞれの立場から第3期の5年間を振り返り検証するとともに、札幌市が実施したアンケートやワークショップの結果等も参考に、見直しの方向性を取りまとめました。

少子高齢、人口減少社会が到来し、地域コミュニティを取り巻く状況が厳しさを増す中、新型コロナウィルス感染症の感染拡大・長期化は、高齢者、障がい者、子ども、女性、留学生など社会的に弱い立場にある方々にとりわけ深刻な影響を及ぼし、社会に内在する様々な課題を顕在化させたといえます。一方、フードバンクや子ども食堂など、課題解決に向けた動きが広がり、寄付等により、こうした活動を応援する企業や市民の意識が高まり、社会全体で支え合う機運が醸成されつつあります。また、デジタル化の進展やテレワークの浸透は、時間や場所に縛られない、ゆるやかな人とのつながりや、身近な地域まちづくりの大切さについて、改めて気付く契機にもなりました。

札幌市では、第2次まちづくり戦略ビジョンにおいて、「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」をまちづくりの重要概念とし、地域分野の基本目標として「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を掲げています。

こうしたことを踏まえ、この答申では、今回「地域コミュニティの活性化」、「寄付文化の浸透」を新たに基本目標に加え、基本施策にも「子ども・若者のまちづくり活動促進」、「情報共有、情報発信の強化」、「行政との連携・協働の促進」を打ち出し、時代に即した見直しと未来志向の提案となるよう心を配りました。

この答申が第4期の基本計画に反映されることにより、「市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識するとともに、協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行う」という条例の基本理念が、今後も継承され、豊かで活力ある地域社会の発展の一助となることを期待します。

令和5年(2023年)10月●日

札幌市市民まちづくり活動促進テーブル

委員長	倉知 直美	副委員長	土田 義也	
委員	池田 光司	石川 伸一	下山 民江	武岡 明子
	千田 愛子	妻倉 ゆかり	山口 さおり	吉岡 亜希子
臨時委員	加納 尚明	久保 匠	高山 大佑	(敬称略・50音順)

答申目次

はじめに

1	基本計画策定の経緯	1
(1)	基本計画が策定されるまで	1
(2)	第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程	1
2	第3期基本計画策定以降の社会動向	3
(1)	市民まちづくり活動をめぐる国の動き	3
(2)	札幌市の現状	5
3	第3期基本計画の取組状況と課題	8
(1)	第3期基本計画の評価等	8
(2)	第3期基本計画の取組状況と課題	9
	基本目標1『参加促進』	9
	基本目標2『運営体制強化』	15
	基本目標3『連携促進』	20
(3)	評価のまとめ	22
4	第4期基本計画の概要・方向性	25
(1)	基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項	25
(2)	第4期基本計画の基本的方向性	27
(3)	基本目標・基本施策	28
1	基本目標1：様々な参加機会の創出	28
2	基本目標2：地域コミュニティの活性化	30
3	基本目標3：運営体制強化	31
4	基本目標4：寄付文化の浸透	32
5	基本目標5：多様な連携・協働	33

1 基本計画策定の経緯

(1) 基本計画が策定されるまで

札幌市では平成10年に札幌市基本構想を制定し、市民の公益的な活動を促進する必要性を掲げました。平成13年には市民委員による議論なども経て「市民活動の促進に関する指針」を定め、以後、この考え方沿って市民活動に関する施策を進めてきました。具体的には、平成15年に利便性の良い札幌駅北口に、相談や活動の場の提供など、市民まちづくり活動の総合的な支援拠点施設として市民活動サポートセンターを開設しています。

このように市民まちづくり活動への支援基盤が整備される中で、平成18年に札幌市自治基本条例が制定されました（平成19年施行）。自治基本条例は、市民のまちづくりに参加する権利を定めるとともに、第23条において、『市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備する』と規定しています。

これに基づき、平成19年に札幌市市民まちづくり活動促進条例を制定（平成20年施行）、平成21年に札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、現在の市民まちづくり活動促進施策の基本的な方向性を定めました。

(2) 第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程

第3期基本計画は5年経過後の見直しを想定し、各種の成果指標は令和5年度を目標に設定しています。このため札幌市市民まちづくり活動促進テーブルは、令和5年5月31日に、第4期基本計画について、基本的方向性を検討するよう、市長からの諮問を受けました。

また、第4期基本計画の検討にあたっては、市民まちづくり活動団体に対するアンケートや市民まちづくり活動団体・市民を対象としたワークショップを実施し、市民の意見を反映するよう留意しました。

ア 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議

年月日	会議名	内容
令和5年5月31日	本部委員会	市長からの諮問 第3期基本計画の振り返り
令和5年7月26日	事業検討部会	第4期基本計画の基本目標の検討
令和5年8月23日	事業検討部会	各種調査報告を受け、第4期基本計画の方向性と答申素案の検討
令和5年9月14日	事業検討部会	第4期基本計画の答申案の検討
令和5年10月13日	本部委員会	第4期基本計画の方向性と答申案の確認

イ 各種調査等の実施

① 市民まちづくり活動団体へのアンケート調査

実施期間	令和5年6月23日～7月14日
調査対象	市民まちづくり活動団体1,613団体 (市民活動サポートセンター利用登録団体、さぽーとほっと基金登録団体、札幌市所轄のNPO法人)
有効回答数	418件
調査内容	市民まちづくり活動団体の現状と課題など

② 市民意識調査

実施期間	令和5年6月23日～7月7日
調査対象	「無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女5,000人
有効回答数	2,427件(48.5%)
調査内容	さぽーとほっと基金について

③ 市民まちづくり活動団体を対象とするワークショップ

実施日	令和5年7月23日
参加人数	15団体 ※「市民まちづくり活動団体へのアンケート調査」に併せて、案内文を送付し申し込みのあった団体
主な内容	参加団体の課題や必要な支援について意見交換

④ 市民ワークショップ

実施日	令和5年7月22日
参加人数	34人 ※まちの活動スタートアップ講座の受講者
主な内容	地域で始めたい活動などについて意見交換

このほか、「インターネットアンケート調査(15歳以上の札幌市民480人対象)」、「指標達成度調査(無作為抽出の18歳以上の男女4,000人対象)」、市民自治推進室調べによるデータなども参考にしています。

2 第3期基本計画策定以降の社会動向

(1) 市民まちづくり活動をめぐる国の動き

ア 非営利活動の多様化

平成10年12月1日の「特定非営利活動促進法」（以下「NPO法」という。）の施行から25年、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は平成29年度の51,866法人をピークに減少に転じ、令和5年度の法人数は5万を割り込む可能性もあります。

株式会社東京商工リサーチによる「2020年『NPO法人』新設法人調査」（出典：株式会社東京商工リサーチウェブサイト <https://www.tsr-net.co.jp>）によると、新設NPO法人数は設立数がピークだった平成24年（2012年）の3,860法人から、8年連続で減少し、令和2年度（2020年）は1,342法人とピーク時の3分の1、前年比15%減とコロナ禍による影響がうかがわれる結果となっています。

減少の要因としては、平成18年の公益法人制度改革により公益的な活動に取り組むための法人格の選択肢が増えたことが考えられます。一般社団法人や一般財団法人のほか、労働者協同組合法（令和4年10月1日施行）によって新たに非営利の法人格と位置付けられた「労働者協同組合」など、ますますその選択肢は広がっています。

また、内閣府には「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」を目的に、「新しい資本主義実現本部」が令和3年度に設置され、社会的課題を解決する経済社会システムの構築に向け、インパクトスタートアップに対する総合的支援や社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援、孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）に基づく官民の支援体制強化などを進めています。「経済財政運営と改革の基本方針2023骨太方針」においても、寄付やベンチャー・フィナンソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援強化、公益社団・財団法人制度の改革（2024年法改正予定）、伴走支援の充実等の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する資金の活用に関する法律」の見直し、NPO法に基づく各種事務のオンライン化促進などの環境整備、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進といった取組が掲げられています。

このように、非営利活動の形態が多様化し、今後は連携・協働の形も変化が求められ、一つの目的のもと、プロジェクトに多様な主体が参画する、コレクティブ・インパクトといった活動も増えていくものと推察されます。

イ 地球規模のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症は、中国で発見されてから瞬く間に全世界に広がりました。令和2年（2020年）のはじめに国内で初めて感染者が確認されて以降、我が国全体に感染が拡大し、全国的に緊急事態宣言が決定されるなど度重なる行動制限を受け、感染リスクを抑えるために非接触・非対面での行動様式が求められ、市民まちづくり活動も、行動（外出）の抑制や施設の利用制限等によって、対面による相談や見守り、交流の場を設けることを通じた支援活動が自粛を余儀なくされました。

た。

一方、コロナ禍の中、急速なデジタル化が進み、SNSを活用した情報発信等により全国的・全世界的な動きとつながりやすくなり、また、これまで時間や場所の制約によって活動に参加しにくかった人にとって、参加しやすい環境となることも期待されています。

さらに、令和4年に入ってからは、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によって国際情勢が不安定となり、それに伴う原油価格や物価高騰によって、市民の生活や経済活動にも重大な影響が及び、困窮する市民等を支援する活動へも期待が高まっています。

近年、地球規模の気候変動（地球温暖化）に起因するともいわれる豪雨などの自然災害等が頻発し、災害ボランティア活動や平時からの備えの重要性が再認識されるとともに、脱炭素などSDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組が広がっています。

ウ 寄付・財政的支援をめぐる動き

① ふるさと納税

令和5年8月1日付ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省自治税務局市町村課）によれば、令和4年度のふるさと納税受入れ実績は、全国で約9,654億円（前年比1.2倍）、約5,184万件（同1.2倍）と過去最高を更新し、5年前（平成30年度）と比べて金額は約1.9倍、件数は約2.2倍に飛躍的に増加しています。また、まちづくり・市民活動を使途として選択できる自治体数も866団体に及んでいます。

② 休眠預金の活用

平成29年4月に「休眠預金等活用法」が施行され、10年以上取引のない預金等を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が始まりました。特に解決すべき必要性が高い社会課題として「子ども・若者」、「生活困難者」、「地域活性化等」の3分野を重点的に支援し、助成規模は4年間で139億円に達しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け新たな支援枠（コロナ枠）が設けられ、さらに令和4年度にはウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響への対応も加えた支援枠の拡充が行われ、累計で130億円、通常枠と合計すると269億円の支援が行われています。

制度開始から5年毎の見直しが規定されており、令和5年6月30日に公布された改正法では、法第1条（法の目的）にソーシャルセクターの担い手の育成を明記し、資金面に加え、人材や情報面の伴走支援など非資金的支援による団体の能力強化が加わりました。

③ クラウドファンディングなど民間資金の活用

近年、プロジェクトを実現するため、インターネットを通じて比較的小額な資金を不特定多数の人から幅広く集めるクラウドファンディングの手法が浸透し、企業等がプロジェクトの製品などをリターンとして渡すことで支援金を募る購入型クラウドファンディングに加え、NPO・非営利団体の資金調達としての寄付型クラウドファンディングも活発に行われるようになりました。クラウ

ドファンディングは、資金調達の側面に加え、広報ツールとしての側面も持っています。インターネットを通じて、団体のこれまでの活動やミッションやビジョンなどを伝えることができ、より多くの方に団体を知つてもらい事業を拡充するきっかけとなります。

また、ふるさと納税事業者と連携し、自治体の地域課題解決に資金を集めるガバメントクラウドファンディングも337団体(18.9%)の自治体で行われており(令和5年8月1日付総務省自治税務局市町村課)、佐賀県や静岡市、千葉市などがこの仕組みを個別のNPO法人等の活動の支援に活用しています。

自治体ばかりでなく、企業とNPO法人をつなぎ支援する仕組みとして、「NPO法人・企業向け寄附募集・支援管理者システム」を運営し、システムを通じて企業からのクラウドファンディングによる寄付を募る企業も現れ、企業等出資者に対し、NPO法人の信頼度等を評価・認証するグッドガバナンス認証マーク(公益財団法人日本非営利組織評価センター)を活用する例もあります。

その他、SIB(ソーシャルインパクトボンド)やPFS(成果連動型委託)など、課題解決に民間資金や民間のノウハウを活用する様々な手法が広がっています。

(2) 札幌市の現状

第3期基本計画策定以降、札幌市では令和4年10月に「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」を策定し、社会の変化に対応する総合的な施策展開を図っているところです。戦略ビジョンは、向こう10年間を見据えた札幌市の最上位の総合計画として位置づけられており、社会経済情勢の変化を見込んだ上で、その対応方針を示す内容となっています。

これから少子高齢化と人口減少社会の到来を見据えるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の行動変容やデジタル化の進展など、今後、世界の社会経済情勢も大きく変わっていくことが見込まれており、こうした状況を的確に捉え、様々な環境の変化を見通しながら対応していくことが求められています。

札幌市は、魅力的なこのまちを次の世代に引き継いでいくため、SDGsの視点を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があり、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくこととしています。

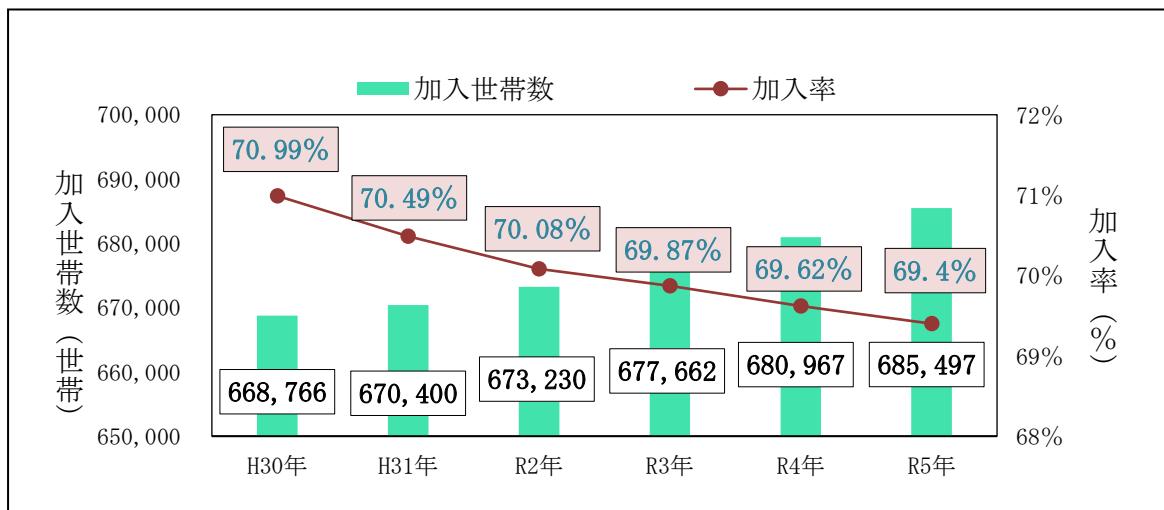
ア 町内会・自治会の現状

少子化、超高齢社会など、これまで経験したことのない時代の転換点を迎える中、子育てや高齢者の見守り、非常時の助け合いといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増しています。しかし、近年、居住形態や生活様式の変化などにより、多くの町内会では加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの問題に悩まれています(【図1】参照)。

今後も安全で安心な暮らしやすいさっぽろのまちを実現していくためには、地域コミュニティの中核として、私たちの暮らしを支える様々な活動を行っている町内会・自治会等がますます重要であり、町内会の意義や重要性を、町内会、地域住民、事業者、札幌市が共に認識して共有するとともに、町

内会の活動を将来にわたって皆で一体となって支えていくことで、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため「札幌市未来へつなぐ町内会ささえい条例」を令和5年4月1日に施行し、町内会等の支援に取り組んでいます。

【図1】 町内会加入世帯数及び加入率の推移



<資料>札幌市市民自治推進室調べ（各年1月1日時点）

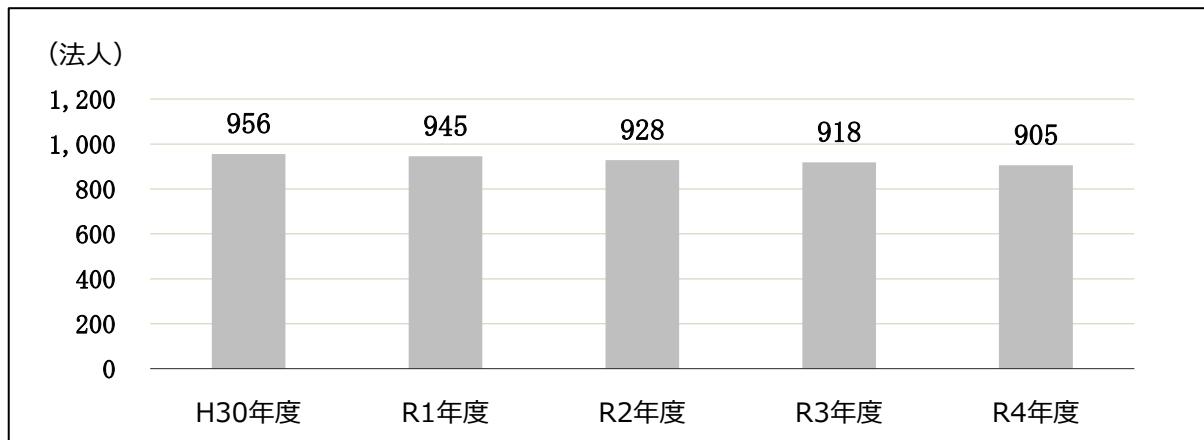
イ NPO法人の現状

札幌市内のNPO法人数は約900法人で、過去に最多の法人数だった平成30年の956件と比べて、約50件減少していますが（【図2】参照）、札幌市の法人数は横浜市、大阪市に次いで政令指定都市で3番目、人口1万人当たりの法人数としても、政令指定都市の中で5番目と高い水準にあります。寄付者が税の優遇措置を受けられる認定・特例認定法人数も、政令指定都市中6番目の18法人あります。

NPO法人数減少の要因には、コロナ禍を背景とした新設法人の減少や代表者の高齢化や活動の担い手の減少等による法人解散数の増加のほか、NPO法人の設立よりも設立手続きが容易であるなどの理由から、一般社団法人として活動をする団体が多くなってきているという理由もあるため、NPO法人数の減少が直ちに市民まちづくり活動団体の広がりが無くなったものではないと考えられます。

活動分野としては、令和4年度末時点で、保健、医療又は福祉の増進（579法人）、社会教育の推進（421法人）、まちづくりの推進（406法人）が多くなっており、増加数が多いのは、子どもの健全育成分野の活動です（2013年285法人→2022年379法人）。

【図2】 NPO法人数の推移



<資料>札幌市市民自治推進室調べ

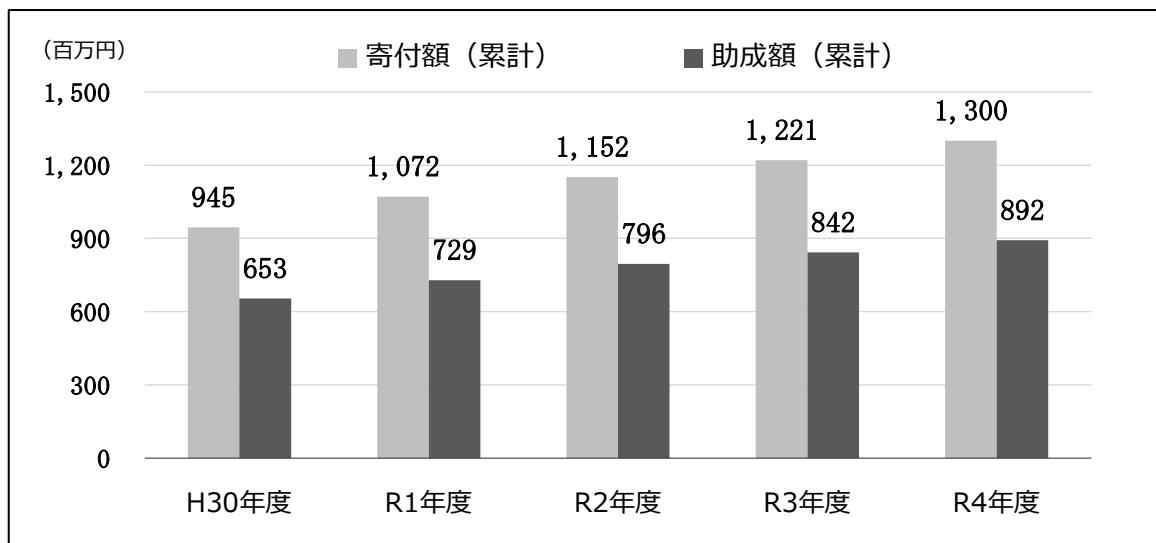
ウ 市民や企業の連携

市民や企業からの寄付を原資に市民まちづくり活動団体へ助成を行う「さぽーとほっと基金」への寄付は令和4年度時点で累計13億円を超え、助成は8.9億円となっています。この5年間で寄付件数が大きく増加し、金額も堅調に推移するなど、市民まちづくり活動の一つとして寄付文化が浸透してきています（【図3】参照）。

また、企業と市が締結する協定は、令和4年度札幌市全体で1,268件に及び、企業のまちづくり活動数は15,000件を超えています。SDGsやCSRの考え方の広がりに伴い、地域貢献として市民まちづくり活動に取り組む企業の意識は高まりつつあります。

今後は、第2次まちづくり戦略ビジョンの方針を踏まえ、まちづくりの重要概念である「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」のほか、SDGsの理念を踏まえ、市民、企業、行政、大学などの多様な主体が具体的な目標を共有し、その目標に向かって連携しながら取り組んでいくことができるよう環境を整えていくことが重要と考えられます。

【図3】 さぽーとほっと基金の寄付額及び助成額の推移（累計）



<資料>札幌市市民自治推進室調べ

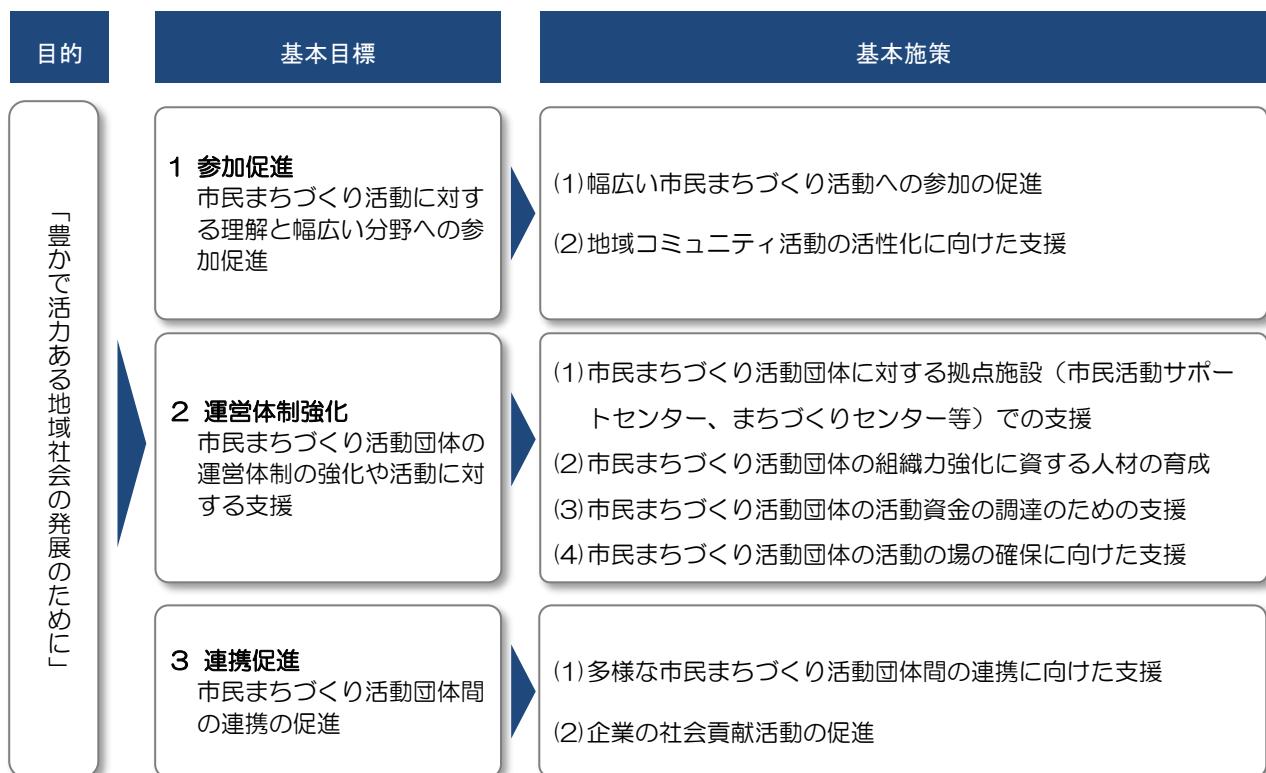
3 第3期基本計画の取組状況と課題

(1) 第3期基本計画の評価等

第3期基本計画は、札幌市市民まちづくり活動促進条例第1条に基づき、「市民、事業者、及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること」を目的とし、3つの基本目標を定め、8つの基本施策から構成されています。

ここでは、基本目標毎に、取組の実施状況と成果指標の達成状況や各種調査結果を踏まえて評価を行い、浮上した課題を解決するための方向性について、第4期基本計画に向けて踏まえるべき視点としてまとめました。

【第3期基本計画 基本目標及び基本施策】



(2) 第3期基本計画の取組状況と課題

基本目標1 『参加促進』～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加促進

【取組状況】

市民まちづくり活動に対する理解と参加を促すため、ホームページ、メールマガジン、SNSなど様々な媒体を通じて情報発信を行いました。

さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の情報コンテンツとして、クリック募金のページを新設し、クリック募金に協賛する企業の取組を発信するなど、社会貢献の意向のある企業等に寄付を通じたまちづくり活動への参加の方法を紹介しました。

また、幅広い分野への参加を促すため、まちづくり活動の体験機会を提供する研修や、子育て支援や防災など様々な分野の活動への参加の機会を提供しました。

地域コミュニティ団体の活動の活性化に向け、ホームページやSNS、リーフレットなどにより、運営方法やイベント・交流事業など日頃の活動内容について広報するとともに、条例の制定を受け、町内会加入促進キャンペーンを実施しました。

【成果指標】市民まちづくり活動に参加している人の割合(%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標
81.9	89.0	87.2	86.4	86.3	95.0

＜資料＞札幌市指標達成度調査

町内会加入率(%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標
70.49	70.08	69.87	69.62	69.4	71.0

＜資料＞町内会・自治会加入状況(札幌市市民自治推進室調べ)

(1) 幅広い市民まちづくり活動への参加の促進

基本計画では、第1期から第3期まで「市民まちづくり活動に参加している人の割合(%)」を継続して成果指標としています。第1期は60%を目標としていたところ40%前後に止まり、その要因を分析したところ、市民が持っている「まちづくり活動」や「参加」のイメージが必ずしも一様ではなく、「『地域の清掃活動など』程度で参加と言つていいのか分からない」という考え方を持つ回答者もいることから、第2期からは、個人や家庭で行う活動も「まちづくり活動への参加」に該当することを明らかにした設問で調査し直したところ、目標の70%を大きく上回る81.9%の参加という結果となりました。これを受け、第3期では95%を目標としましたが、目標値には達せず、割合は緩やかな低下傾向にあります。

【表1】継続的に行っているまちづくり活動（種類別）

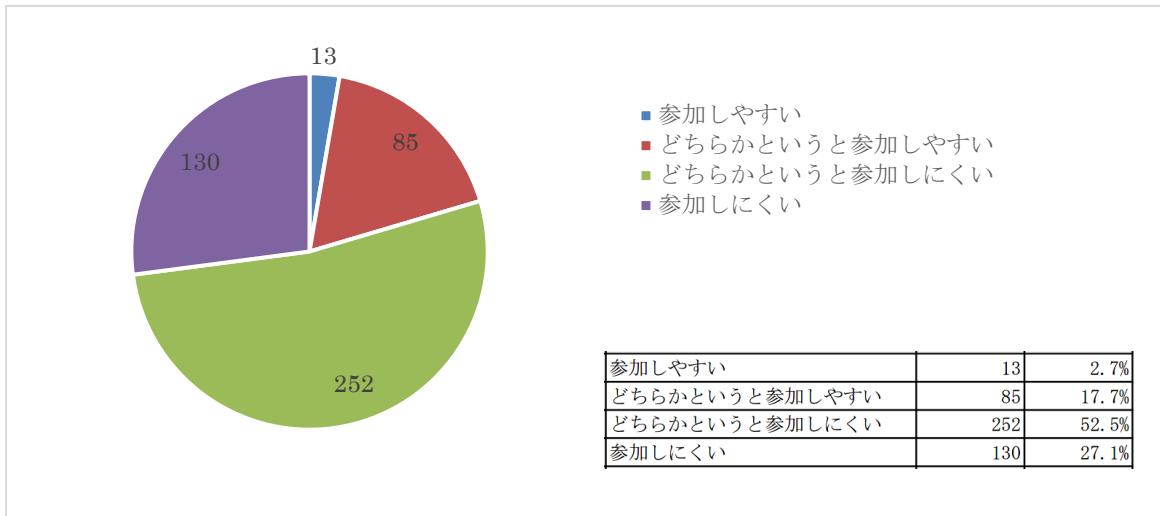
年度	ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守	近隣のゴミ拾い・清掃	ロングへの参加	地域交流行事（お祭りや運動会、盆踊り、地域サロンへの参加）	自宅周辺道路の除雪や、福祉除雪などによる地元住民間の除雪支援	高齢者等の家事援助や福祉施設での手伝い	寄附や募金	参加	通学路などの安全確認・交通安全啓発運動への参加	街路樹植えなど地域の緑化活動への参加	高齢者や障がい者などの声かけ、安否確認	健康づくり活動への参加や指導	音楽や演芸等による地域や福祉施設での公演・発表会、伝統文化の保存・継承	子どもの見守り、声かけ、子育てサロンへの参加	防災訓練への参加	防火・防犯パトロールへの参加	その他	参加・活動していることはない	無回答
H30	80.9	22.0	17.5	31.9	17.7	20.5	6.4	6.7	8.5	5.3	25.3	6.3	3.5	10.5	14.9	2.2	16.0	2.1	
R1	81.3	21.5	18.7	31.6	16.3	-	18.5	6.2	8.0	8.5	5.7	7.5	4.7	11.2	-	1.6	9.7	1.3	
R2	79.3	21.4	15.7	31.7	14.2	-	19.0	4.9	6.1	8.2	3.9	6.3	3.7	10.6	-	1.7	11.5	1.3	
R3	78.1	18.2	8.5	26.3	15.3	-	15.6	3.5	5.1	8.6	3.2	5.0	2.3	5.8	-	0.6	11.2	2.4	
R4	77.9	18.1	9.8	29.2	16.1	-	17.2	4.1	5.8	9.0	3.5	5.2	1.9	5.2	-	1.1	11.4	2.3	

<資料>指標達成度調査（平成30～令和4年度）

活動の種類別（【表1】参照）をみると、「ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守」など生活に密着した一部の活動は高い割合であるものの、交通安全や防災訓練など自発的な活動の参加割合は総じて低く、審議においても、個人や家庭でできる一部の活動の参加割合が高いことをもって安心してはいけないとの意見がありました。最終的には、ごみ分別や除雪なども地域コミュニティの一員として大切な活動であり、経年変化を把握する上でも、これまでと同様に「参加している人の割合」を継続して成果指標とすることは重要と考えるに至りましたが、指標把握のための設問の選択肢を工夫することで、個人で行う活動と、地縁による活動、その他の活動など、市民のまちづくり活動への参加状況をより詳しく状況把握・分析し、参加の少ない活動については積極的に情報発信するなど、より幅広い分野への参加を促していく必要があると考えます。

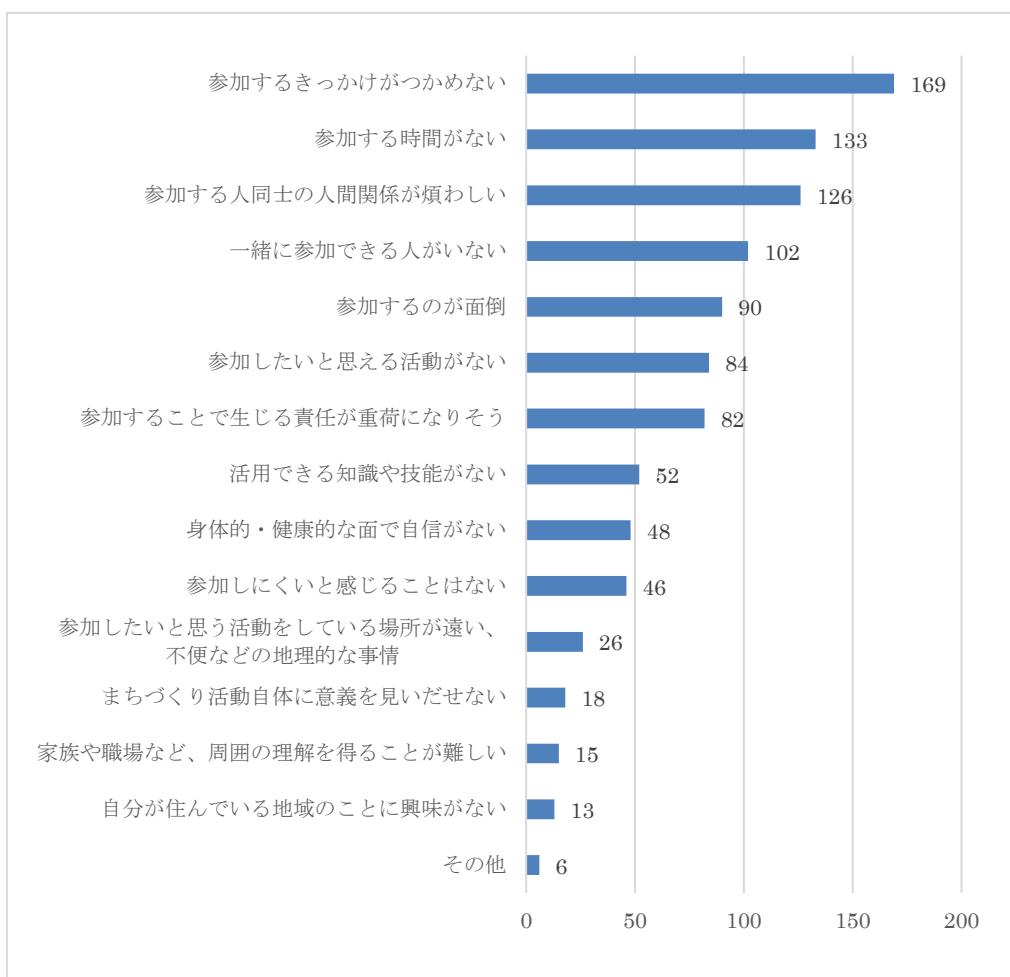
また、インターネットアンケート調査（【図4】参照）からは、8割近くの市民が参加しにくいと考えており、その理由としては、「きっかけがつかめない」、「参加する時間がない」、「参加する人同士の人間関係が煩わしい」、「一緒に参加できる人がいない」と多くの方が答えており（【図5】参照）、個人での活動ニーズも高いことがうかがえます（【図6】参照）。きっかけとなる参加の機会や、時間がない方も参加しやすい多様な参加手法について、さまざまな媒体を通じて情報発信していくことも必要だと考えます。

【図4】「まちづくり活動」への参加しやすさについて



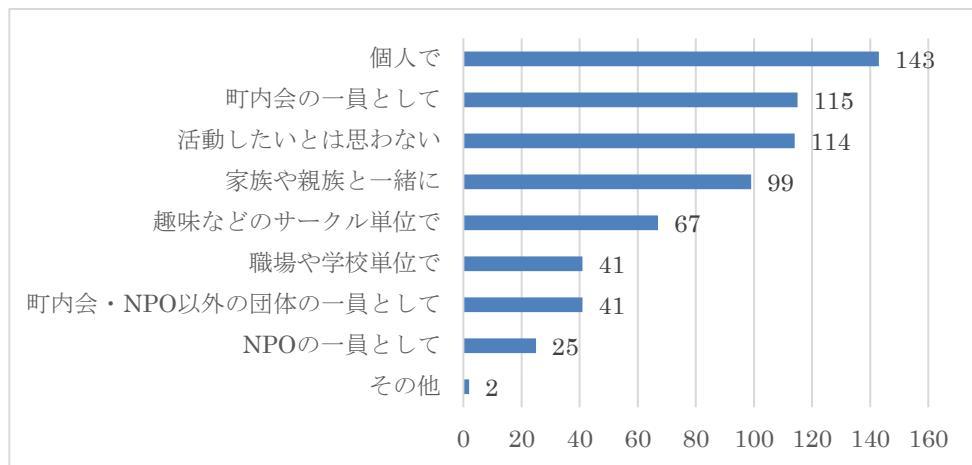
＜資料＞令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図5】「まちづくり活動」に参加しにくいと感じる理由



＜資料＞令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図6】誰と（どのような組織の一員として）活動したいか



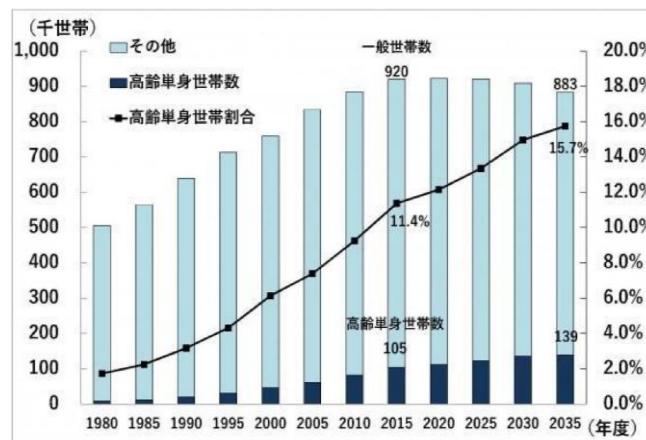
<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

(2) 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援

近年の人口動態をみると単身世帯（高齢単身世帯）が増加し（【図7】参照）、総世帯数が大きく増えている（【図8・図9】参照）。

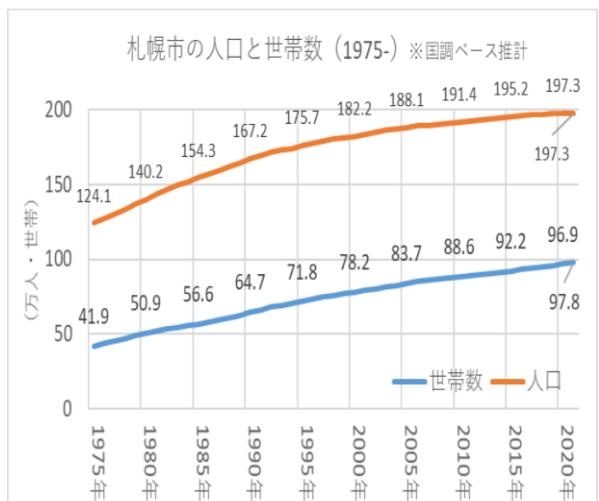
また、町内会加入世帯数については年々増加しているものの、加入率は目標値を下回り、緩やかに減少している状況です（【図1】[P6] 参照）。

【図7】札幌市の一般世帯数・高齢単身世帯数の推移



<資料>札幌市住民基本台帳人口（2019年4月1日）

【図8】札幌市的人口と世帯数（1975-）



【図9】2015-20年の世帯增加数内訳



<資料>札幌市調べ

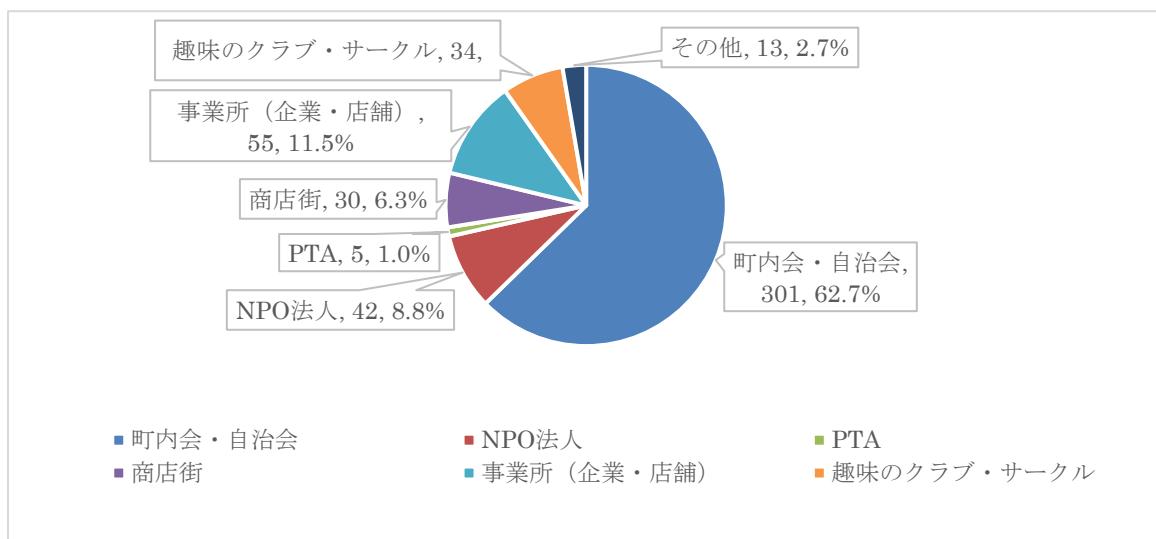
<資料>札幌市調べ

インターネットアンケート調査では、地域コミュニティ活動を担う団体として町内会が重要だと認識されており（【図10】参照）、多くの市民が地域コミュニティの活性化が必要と感じている（【図11】参照）ことから、活性化に向け引き続き支援をしていく必要があります。

人生100年時代を迎え、70歳までの就労確保を努力義務とする高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）の制定など、定年延長により地域の担い手不足がますます深刻化する懸念があります。アンケート（【図12】参照）からは、町内会へ加入しやすくなるには「若い世代など、誰もが気軽に参加できる雰囲気になること」という回答が最も多い結果となり、若い世代を含め「誰もが」参加しやすい環境づくりが必要であり、デジタル活用の支援が有効と考えます。

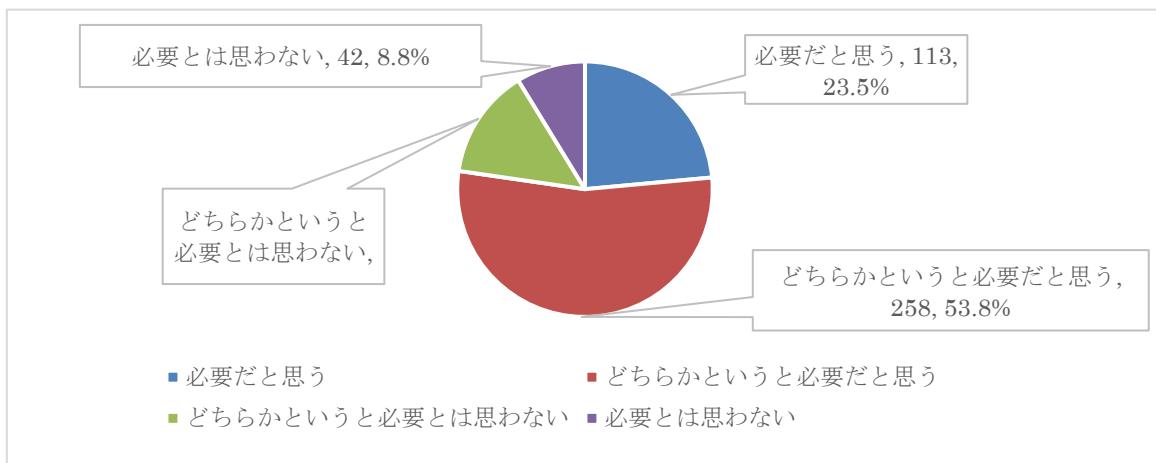
なお、「参加」の観点からは町内会加入率が端的な指標になりますが、地域コミュニティの活性化という広い観点から、地域への愛着など新たな指標設定が必要と考えます。

【図10】地域コミュニティ活動の担い手として重要な団体



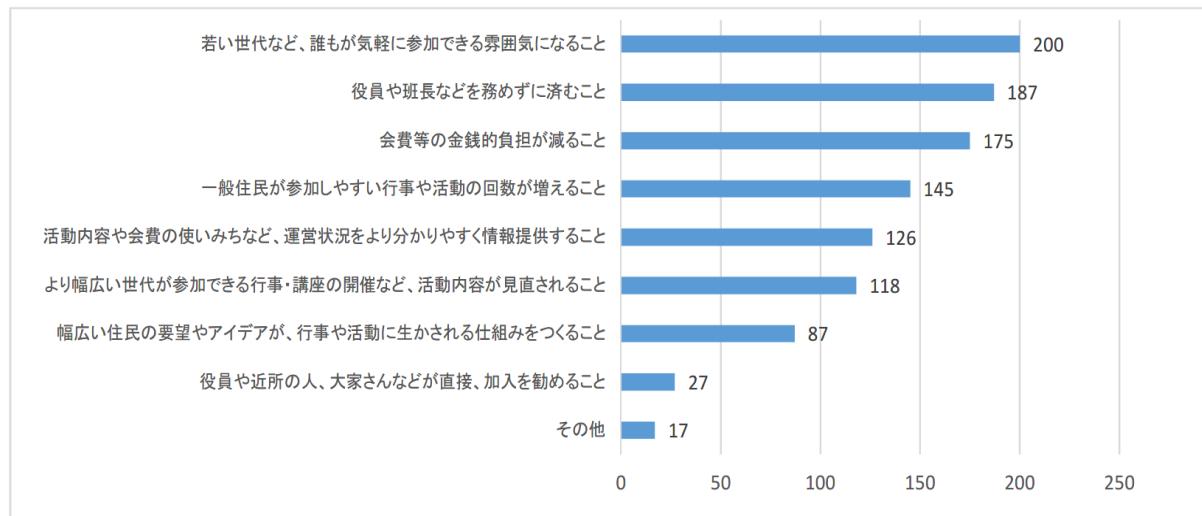
＜資料＞令和4年度インターネットアンケート調査【市民治について】

【図11】地域のコミュニティ活動の活性化の必要性



＜資料＞令和4年度インターネットアンケート調査【市民治について】

【図 12】 町内会に加入しやすくなるには



<資料>令和4年度市民意識調査インターネットアンケート

【第3期の評価】

- 市民まちづくり活動への参加の割合は、目標値を下回り緩やかに低下
- ごみの分別など生活に密着した一部の活動を除き活動割合が低い状況
- 町内会加入状況については、加入促進活動により加入世帯数は増加しているものの、加入率は目標値を下回り緩やかに低下

～第4期に向けて踏まえるべき視点～

- まちづくり活動に参加する意義の普及・啓発
- デジタル活用など効果的な情報発信
- 様々な形での活動への参加機会の創出をするとともに、参加の実態・実感に即した指標（データ）の把握
- 地域の互助活動など、様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化に向けた支援策の拡充、新たな指標設定
- 活動の担い手の多様性を広げる取組

基本目標2『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

【取組状況】

市民活動サポートセンターにおいて、相談や情報提供、各種講座などを通じ、団体の運営に関わる総合的な支援を行うとともに、まちづくりセンターにおいても、町内会などへ地域の実情に沿った支援を実施しました。

また、財政的支援としてさぽーとほっと基金による助成を行うとともに、会計や資金調達に関する研修を実施したほか、団体の運営基盤強化や課題解決力向上を図る人材育成・研修の機会を提供しました。活動の場の確保のため、市民活動プラザ星園を運営するとともに、市民集会施設や地域の遊休スペース等の改修・整備を支援しました。

【成果指標】まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5目標
登録団体数	2,755	2,713	2,511	2,235	1,859	3,000
①市民活動サポートセンター登録団体数	1,825	1,930	1,707	1,348	1,143	
③さぽーとほっと基金登録団体数	587	327	325	341	291	
③NPO法人数 (札幌市所轄)	956	945	928	918	905	

＜資料＞札幌市市民自治推進室調べ

※①、②、③は登録団体数の内訳だが、重複があるため、それぞれの合計数と登録団体数とが一致していない。

※市民活動サポートセンター登録団体数が、R2→R3に大幅に減少しているのは、登録がなされているものの、全く施設の利用がない団体を登録抹消したため

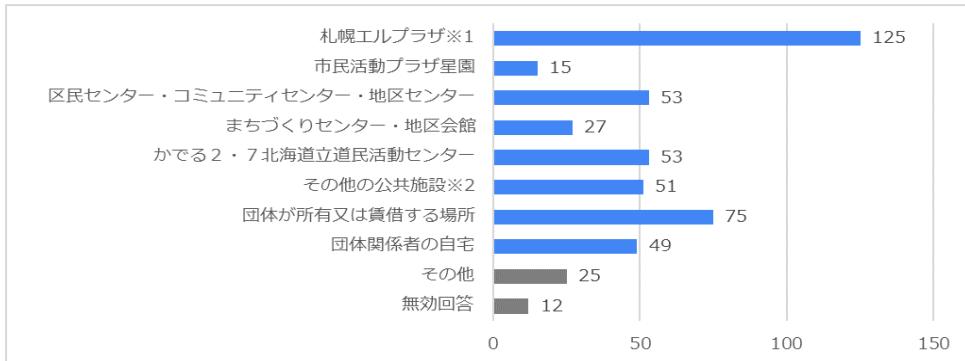
※さぽーとほっと基金登録団体数が、H30→R1に大幅に減少しているは、これまで登録の抹消をしてこなかったが、初めて、登録の抹消をしたため。

(1)市民まちづくり活動団体に対する拠点施設（市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等）での支援

市民まちづくり活動団体の運営の状況を図る成果指標としては、「まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数」が設定されています。その内訳である①市民活動サポートセンター登録団体数 ②さぽーとほっと基金登録団体数 ③札幌市所轄のN P O法人数は、いずれも平成30年度から毎年減少しています。団体の登録抹消が大きな要因で、少なからず新型コロナウイルス感染症による影響もあったものと推察されます。

市民まちづくり活動団体向けのアンケート（【図13】参照）からは、市民活動サポートセンターが様々な活動の場として活用され、「安価に借りられる公共施設はありがたく、なかもエルプラザは交通の便で利用しやすい」「エルプラザのように、無料又は廉価で使用できる会場が増えることを希望する」といった回答もあり、一定の役割を果たしているものと評価します。引き続き、拠点施設として、情報提供・相談、研修学習、連携交流、調査研究・啓発・企画立案など各種機能を強化し、団体の運営体制強化に向け支援を充実していくことが求められます。

【図 13】 主な活動場所

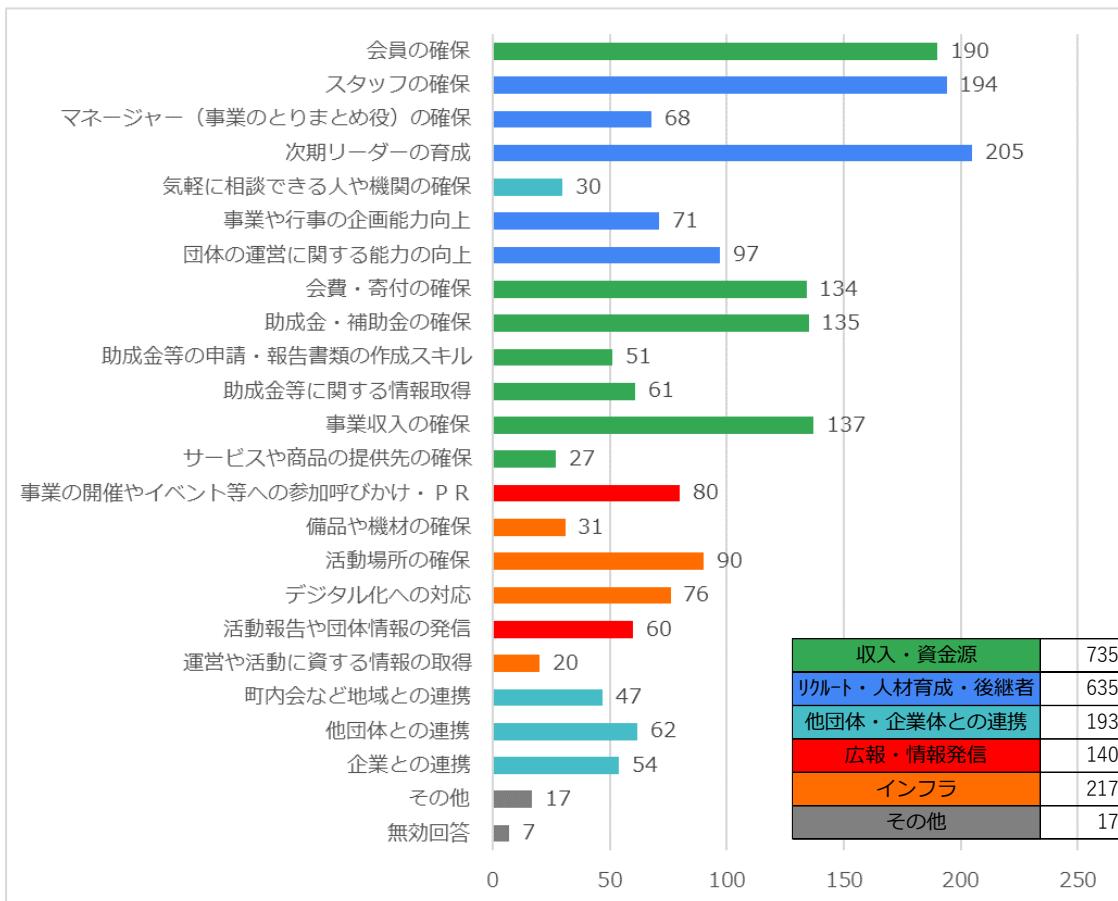


＜資料＞令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

(2)市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成

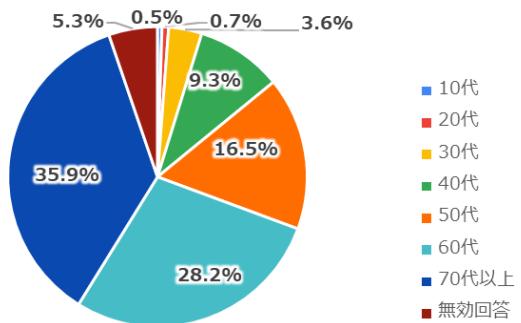
一方、市民まちづくり活動団体が抱える課題として、「次期リーダーの育成」や「スタッフの確保」といった人材の確保・育成に関する項目が高い割合となっています（【図 14】参照）。この背景には市民まちづくり活動団体の代表者の年齢が、70代、60代の順に多く、活動を担っているスタッフについても、50代以上が約70%となっており、より若い世代の担い手の育成が課題となっています。（【図 15・16】参照）。

【図 14】 市民まちづくり活動団体が抱える課題（n=418）



＜資料＞令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

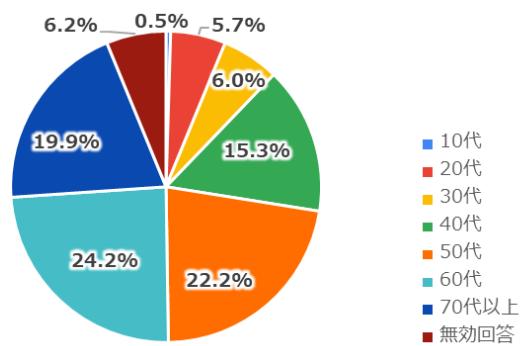
【図 15】 団体代表者の年代 (n=418)



10代	2	0.5%
20代	3	0.7%
30代	15	3.6%
40代	39	9.3%
50代	69	16.5%
60代	118	28.2%
70代以上	150	35.9%
無効回答	22	5.3%

＜資料＞令和 5 年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

【図 16】 団体の活動の担い手について、最も人数が多い年代 (n=418)



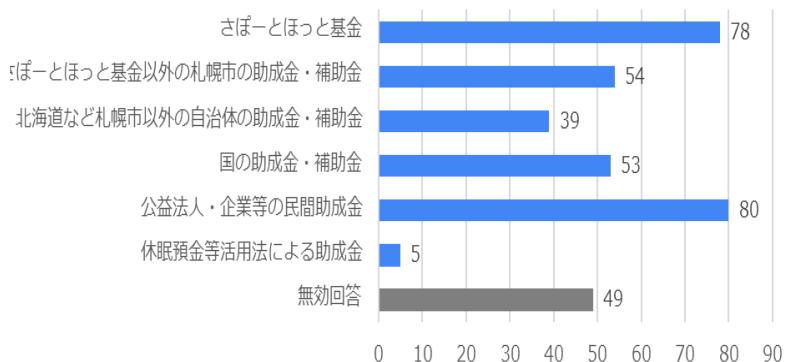
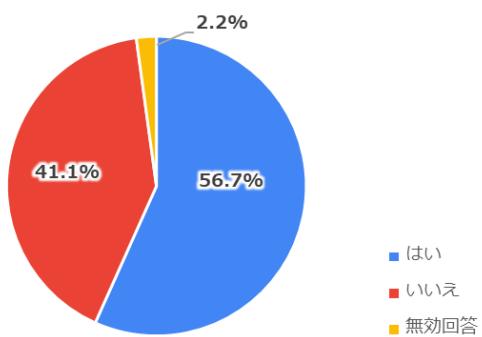
10代	2	0.5%
20代	24	5.7%
30代	25	6.0%
40代	64	15.3%
50代	93	22.2%
60代	101	24.2%
70代以上	83	19.9%
無効回答	26	6.2%

＜資料＞令和 5 年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

(3) 市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援

アンケートでは、収入・資金の確保を課題とする回答も高い割合となっており、半数以上の団体が助成金を活用したことがあると回答しています。また、活用したことのある助成金の種類としては「民間の助成金」が最も多く、次いで「さぽーとほっと基金」、「さぽーとほっと基金以外の札幌市の助成金・補助金」などとなっています（【図 17】参照）。

【図 17】 助成金・補助金の活用状況 (n=418)



＜資料＞令和 5 年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

寄付を原資にまちづくり活動への財政的支援を行うさぽーとほっと基金については、以前

は団体や企業から特定の団体を指定する寄付の割合が高い傾向にありましたが、近年はふるさと納税の浸透により、個人からの寄付の件数・金額が飛躍的に増えています。【図18】参考照)。

【図18】さぽーとほっと基金 年度推移

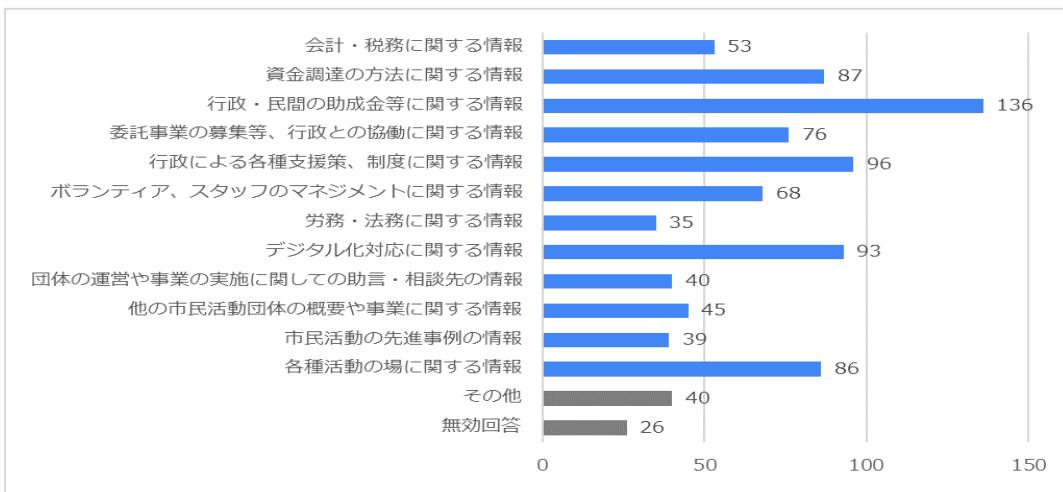
	H20~29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
寄付件数 (内ポータルサイト分)	2,677 (78)	387 (167)	525 (170)	402 (215)	717 (505)	1,561 (1,351)	6,269 (2,408)
寄付額(千円)	874,201	70,748	126,553	80,140	69,168	79,329	1,300,130
内ふるさと納税 (内ポータルサイト分)	11,829	4,612	7,261	6,392	15,444	31,829	65,538
助成事業数	1,066	152	164	141	109	138	1,770
助成額(千円)	586,179	67,278	75,658	66,746	46,404	49,907	892,174

＜資料＞札幌市市民自治推進室調べ

一方、コロナ禍による活動の停滯もあり、助成金の応募が減少し、寄付額が助成額を上回る状況が続いている。さぽーとほっと基金登録団体を増やすためには、よりたくさんの団体が助成を受け、寄付が有効に活用されるよう、基金の更なる周知をはじめ、ニーズに沿った助成内容、申請のしやすさなど、さぽーとほっと基金制度の見直しが必要と考えます。

また、アンケート(【図19】参考)からは、助成金に関する情報を求める声も多く、さぽーとほっと基金以外の様々な助成金についても分かりやすく情報提供していく必要があります。

【図19】団体が必要としている情報 (n=418)



＜資料＞令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

(4) 市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援

アンケートでは、活動の場の情報を必要とする団体が多い一方、市民活動サポートセンターを補完する活動の場として整備している市民活動プラザ星園については、他の公共施設に比べ利用が少ない結果となっており、積極的な情報発信など活用促進が必要と考えられます。

【第3期の評価】

- コロナ禍による活動の休止、担い手の高齢化による団体の解散などにより、まちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の登録団体数は目標値を下回り、市民活動サポートセンター登録数、札幌市所轄のNPO法人数、さぽーとほっと基金登録団体数いずれも緩やかに減少
- さぽーとほっと基金登録団体数は、登録期間が原則2年（2年間助成申請または団体指定寄付が無いと登録抹消となる）のため、寄付件数・金額が横ばいの状況では総数は増加しにくい
- 市民活動サポートセンターの登録は2年毎に更新が必要であるが、コロナによる施設の休館等に伴い利用を休止し更新を希望しない団体が増加し、感染収束後もリモートによる活動の定着等によりセンターの登録が回復していない

～第4期に向けて踏まえるべき視点～

- 拠点施設の更なる機能強化と、既存の活動の場の有効活用
- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化
- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施
- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実
- 若手・学生のまちづくり活動支援、担い手育成の拡充

基本目標3 『連携促進』～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

【取組状況】

複雑・多様化する地域課題に対し、町内会やNPO、企業、商店街など様々な団体が連携しながら解決できる環境づくりを進めるため、連携事業への財政的支援やノウハウを持つNPOの地域への派遣を行ったほか、「さっぽろまちづくりパートナー協定」の締結、地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度・表彰などにより、企業の社会貢献活動への意欲を喚起し、地域における連携を促進しました。

【成果指標】連携している市民まちづくり活動団体の割合(%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標
48.7	—	—	—	54.8	70.0

＜資料＞札幌市市民自治推進室調べ
(R4:令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査「図20」)

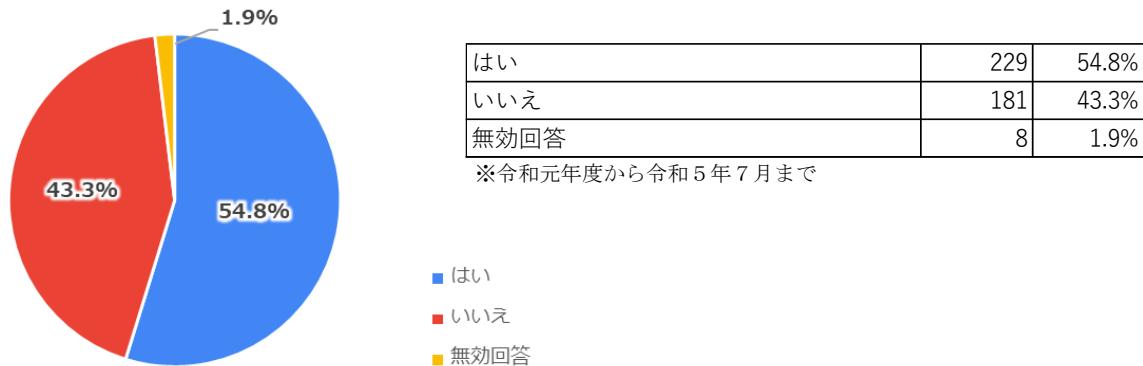
企業のまちづくり活動への参加数(延べ件数)

H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標
13,989	15,413	14,306	14,611	15,636	20,700

＜資料＞札幌市市民自治推進室調べ
※さっぽろまちづくりパートナー企業、さっぽろまちづくりスマイル企業の活動のほか、庁内各局区と連携した企業の活動を調査したもの

(1) 多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援

【図20】 他団体や企業等との連携又は協働により行った活動や事業について (n=418)



＜資料＞令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

NPO、福祉のまち推進センター、学校、商店街など様々な連携を促進する事業を実施してきましたが、市民まちづくり活動団体向けのアンケートからは、成果指標である「連携している市民まちづくり活動団体の割合」は、平成30年度より増加しているものの、目標を達成できていません。

連携先として最も多いのは他の市民活動団体(NPO、ボランティア団体)の55.9%、次いで行政43.2%、企業39.3%となり、連携・協働の取組は、人的交流、財政的支援(協賛や負担の軽減)、広報協力など様々で、相乗効果により事業の質の向上、活性化が図られたと

といった回答も寄せられています。町内会や商店街などとの連携はまだ少ない一方、町内会や地域住民の活動団体に対する認知度向上や連携・協働を期待する団体の声もあり、引き続き連携を促す必要があります。

また、アンケートからは、既に札幌市の各部局との事業の共催や、区民協議会のメンバーとして協働による地域づくりに参加するなど、行政との連携・協働に取り組む団体も増えてきましたが、今後はますます複雑・多様化する地域課題の解決に向けて、公民連携の促進をしっかりと基本計画に位置付け、中間支援団体との連携を強化していくことが重要と考えます。

(2)企業の社会貢献活動の促進

企業の社会貢献活動の成果指標としては、「企業のまちづくり活動への参加数」を設定しています。企業と札幌市が複数分野のまちづくりに連携・協力をする包括的連携協定「さっぽろまちづくりパートナー協定」をはじめ、企業との各種協定の締結数や、さっぽろまちづくりスマイル企業認定数は堅調に増加していますが、コロナ禍により、企業のまちづくり活動が休止・縮小されたことなどから、成果指標である「企業のまちづくり活動への参加数」は目標値を下回っています。

2030年のSDGsの目標達成年次に向けて、国、地方自治体はもとより、民間レベルでも取組が加速しています。企業の地域貢献活動の促進にあたっては、SDGsの観点からもまちづくりへの貢献が企業価値向上につながることをPRするなど、より効果的な取組を期待します。

取組項目	H30	R1	R2	R3	R4
パートナー協定	16協定 23社	17協定 24社	18協定 25社	19協定 26社	20協定 27社
個別協定	1,028	1,079	1,095	1,206	1,268
スマイル企業認定数	16	41	47	54	63

参考：さっぽろまちづくりパートナー協定、各局区個別協定、さっぽろまちづくりスマイル企業の状況

＜資料＞札幌市市民自治推進室調べ

【第3期の評価】

- NPO、福祉のまち推進センター、学校、商店街など様々な連携を促進する事業を実施してきたが、連携している市民まちづくり活動団体の割合は目標を下回っている。
- 企業との各種協定や、まちづくりスマイル企業認定は堅調に増加しているが、コロナ禍によるまちづくり活動の休止・縮小等により、企業のまちづくり活動への参加数は目標を下回っている

～第4期に向けて踏まえるべき視点～

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- SDGsの広がりを踏まえた企業における地域貢献活動の促進
- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政との連携

（3）評価のまとめ

これまで、基本目標1～3に沿って、それぞれの評価を抽出してきました。

この中には相互に関連したり、重複したりする課題も含まれることから、これらを整理・分類し、以下の5つの課題に集約されます。

① 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」に参加する目的を普及・啓発していくとともに、企業をはじめ多くの市民が参加する清掃・環境美化活動など、様々な形の「市民まちづくり活動」への参加の機会を広げる必要があります。

また、SDGsの取組や第2次まちづくり戦略ビジョンに掲げる「まちづくりの重要概念」である「ユニバーサル（共生）」の観点からも、「誰もが」まちづくり活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

② 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進

札幌市未来へつなぐ町内会ささえい条例が施行され、これまで以上に地域コミュニティの中核である町内会の活性化に向けた支援が必要となります。

近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきていると言われています。そのため、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを更に活性化させ、まちづくりセンターを通じ地域の実情に沿った支援をするなど、自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動を推進していく必要があります。

③ 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

今後、ますます人口減少や少子高齢化が進む中において、地域課題を解決する市民まちづ

くり活動が安定・継続的に営まれていくには、活動団体に対する各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンター）の更なる機能強化が重要です。

活動の場の支援として、市民活動プラザ星園や区民センター、地区センターなど多くの公共施設が活用されていますが、市民集会施設や有休スペースなど民間施設についても有効活用することが求められます。

また、各団体には、会計情報開示の徹底やデジタルツールの活用など、時代の変化に応じた経営が求められており、そうした人材の育成も重要な課題です。

上記の支援を通して、市民まちづくり活動団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

④ 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

活動を支える財政的支援としてさぽーとほっと基金の運用が始まり、PR活動の積み重ねにより寄付文化が醸成されてきましたが、更に幅広く市民に浸透させていく必要があります。

そのためには、「寄付を通じたまちづくり活動の意義」がより多くの市民に伝わるよう、寄付の使い道や助成事業の成果のわかりやすい発信が重要と考えられます。クリック募金や寄付付き商品など手軽な寄付方法の拡充も効果的であり、そのためには企業との連携も必要となります。

市民によるまちづくり活動が安定・継続的に営まれ、市民生活に定着していくためには、ヒト（人材）、モノ・カネ（活動基盤）、情報（ノウハウ）を総合的に支援する施策の展開や仕組みづくりが必要です。また、助成制度の運用にあたっては、助成を通して団体の事業や規模などライフステージに応じて、自主性、自立性、成長を促すという視点が必要です。

⑤ 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応するためには、第3期基本計画で掲げていた市民まちづくり活動団体間の連携にとどまらず、行政、企業、町内会と市民まちづくり活動団体とが協働して課題解決にあたっていくことが求められています。

また、少子高齢化が進み担い手の確保がますます難しくなる地域のまちづくり活動を推進していくためには、企業による地域貢献活動を促進する視点も重要であり、そのためには積極的な情報発信など企業の付加価値向上につながる支援が必要となります。

【基本目標ごとの評価のまとめ】

【基本目標 1】

- まちづくり活動に参加する意義の普及・啓発
- デジタル活用など効果的な情報発信
- 様々な形での参加機会の創出
- 参加の実態・実感に即したデータの把握
- 活動の担い手の多様性拡大 → 1

- 地域コミュニティの活性化に向けた支援の拡充、新たな指標設定 → 2

【1】

誰もがまちづくり活動に
参加しやすい環境づくり

【基本目標 2】

- 拠点施設の更なる機能強化と、既存の活動の場の有効活用
- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化
- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施
→ 3
- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実
→ 4
- 若手・学生のまちづくり活動支援、担い手育成の拡充 → 1

【2】

自発的かつ持続的な地域
コミュニティ活動の推進

【3】

市民まちづくり活動団体
の運営体制の強化や活動
に対する支援

【4】

寄付文化の更なる醸成と
活動資金調達に向けた支
援

【基本目標 3】

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- SDGsの広がりを踏まえた企業における社会貢献活動の促進
- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政との連携 → 5

【5】

市民、事業者、市の連
携・協働による新たな価
値の創出

4 第4期基本計画の概要・方向性

(1) 基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項

① 基本計画策定を契機とした市民まちづくり活動への理解促進

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有していますが、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、団体へのアンケート調査やワークショップの開催、市民を対象としたワークショップの開催などまちづくり活動に関する幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

基本計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのために、市民の目線に立ち、市民にわかりやすい、浸透しやすい施策体系や内容構成とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっても、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に理解され、共有されるように努める必要があります。

② 市民自治が息づき、市民がまちづくりの主役になれるような意識の醸成

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。第3期を振り返ると、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は低下傾向にあり、参加割合が低い活動も見受けられますが、まちづくり活動は、特別に高い意識や使命感、あるいはスキルを持つ一部の人が担う特別な活動ではありません。日常的に互いに支え合い、連携・協力してまちづくりを担うことで、豊かで暮らしやすいまちがつくられています。

市民の「まちづくり活動」や「参加」に対するイメージは一様ではなく、また、取り巻く状況も様々であることから、誰もが自分の強みや得意分野を生かして活動に参加し、まちづくり活動の主体・担い手であることが実感できるよう、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出などを通じて、意識の醸成を図っていくことが必要です。

また、意欲ある市民が参加したいと思うような活動が見つかるよう活動情報を分かりやすく発信していくことや、活動団体が安定的に活動を継続し、発展できるように、ニーズ

や抱える課題に応じた支援を充実していくことも併せて必要となります。

③ 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性

「札幌市の現状」にも記載されているとおり、札幌市では、今後 10 年の新たなまちづくりの基本的な指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度～令和13年度）」を策定し、地域分野の基本目標として「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を掲げるとともに、「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」の3つの重要概念に基づき、分野横断的に取組を進めていくとしています。

「市民まちづくり活動」の対象範囲は非常に多岐にわたっていることから、本計画の策定にあたっては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

④ 市民まちづくり活動の支援や連携を通じた S D G s の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な解決のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、国際社会の普遍的な目標として採択され、その中に令和 12 年（2030 年）までの「持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。S D G s は、中長期的な観点の下、「経済・社会・環境」の3側面の課題を統合的に解決しながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としています。

札幌市は、平成 30 年に「S D G s 未来都市」に選定されており、総合的な実施計画の策定や各種取組の実施に当たっては、S D G s の視点や趣旨を反映させることとしています。

市民まちづくり活動においては、S D G s に関連する取組が多く、これらの活動を支援していくことでS D G s 達成につなげていく必要があります。また、目標 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」は誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために、国や企業、専門家、個人などが相互に協力し合うことの重要性を示した目標となっており、ターゲット 17. 17 では「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」とされており、本計画にも連携協働の視点が重要です。



(2) 第4期基本計画の基本的方向性

① 計画の目的及び位置付け

本基本計画は、市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的に、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市市民まちづくり活動促進条例第7条に基づき策定する基本計画です。その内容については、同条2項において、市民まちづくりに関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策等としています。

また、札幌市のまちづくりの最上位計画として令和4年10月に策定された「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」との関係では、本基本計画は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な考え方に基づきながら個別の施策・事業を展開するための個別計画に位置付けられます。

② 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和6年度から概ね5年間が適当と考えます。

③ 全体の構成

第3期の課題を踏まえるとともに、市民へのわかりやすさの観点から、施策体系等を見直し、以下の5つの基本目標と16の基本施策の方向性とすることが適当と考えます。

【第4期基本計画 基本目標及び基本施策】



(3) 基本目標・基本施策

第3期基本計画の課題や、第4期基本計画策定の留意事項を踏まえ、以下のとおり5つの基本目標とそれぞれの基本施策の方向性をまとめました。

1 基本目標1：様々な参加機会の創出

～誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

「まちづくり活動」や「参加」のイメージが共有され、理解が進むとともに、市民の誰もが担い手であることを実感してもらえるよう取り組む必要があります。

また、まちづくり活動への関心や意欲の程度、年齢（子ども・若者）、性別、国籍など市民のさまざまな状況に応じた多様な参加の手法や機会の創出と、適切な情報提供により、参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

【基本施策】

(1) 社会全体でさえあいができる機運の醸成

少子高齢化やグローバル化など社会情勢の変化に伴い、誰もが個性や強みを活かしながら、一人ひとりが日常生活のなかで自然に支えあい、役割をもって活躍できる地域社会づくりが求められています。身の周りの高齢者や障がい者、外国人等への配慮や、個人や家庭レベルでのゴミの分別や資源回収等も、広く「まちづくり活動」への「参加」として市民に理解され、身近な活動から社会全体の課題に目を向けるきっかけになるという側面もあります。

また、町内会活動やN P O活動、企業の地域貢献活動などが日常生活の中で可視化され、活動する人と人とが顔の見える関係性を築き、活動の楽しさや意義が伝わり、新たな参加につながる、こうした好循環を生む必要があります。

【盛り込むべき事業内容など】

- 「まちづくり活動」や「参加」の可視化、イメージの共有
- 様々な媒体を通じた情報発信
- さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の活用 など

(2) 生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供

まちづくり活動に関心や意欲はあるがきっかけのない市民に対しては、例えば、ボランティアや地域活動に関わる研修を通じて、学んだことを地域で活用したり、団体の行う活動を体験できるような機会の創出が重要と考えます。

また、ボランティアやサポーターとして登録し、生活スタイルに合わせて自分にあった活動を自発的に選んで行えるような制度づくりも考えられます。

健康上や時間的制約で実際に活動に参加することが難しい場合は、寄付による間接的な参加を通じ、まちづくりへの関心を喚起することや、様々な情報伝達媒体により、興味・関心を惹くことができる情報発信をしていくことが重要です。

【盛り込むべき事業内容など】

- 市民まちづくり活動について学び、実践する機会の提供
- ボランティア制度の活用
- 多様性に配慮した地域活動（防災など）
- 多様な参加機会や活動に関する情報発信 など

(3) 若者・子どものまちづくり活動の促進

町内会やN P O等は、いずれも担い手不足が課題となっており、人材の確保のための支援が必要です。これから社会に出る大学生や、将来のまちづくりを担う子どもに対して、

まちづくり活動の楽しさややりがいが感じられる学習の機会を提供するとともに、若者と地域をつなげる仕組みを構築する必要があります。

【盛り込むべき事業内容など】

- 若者・子どもへの市民まちづくり活動について学ぶ機会の提供
- 学生団体等が行うまちづくり活動への支援
- 子どもにもわかりやすいまちづくり手引書の作成
- 若者と地域の連携促進 など

2 基本目標2：地域コミュニティの活性化

～自発的かつ持続的なコミュニティ活動の推進

札幌市未来へつなぐ町内会ささえ条例に基づき、地域コミュニティの中核である町内会の活性化に向けた支援を進めていく必要があります。

近年の大規模な自然災害をはじめ、行政のみでは対応が困難な課題が増加する中、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化は重要な課題であり、自発的な活動が生まれ、また持続的に運営されるよう支援の充実が必要です。

【基本施策】

（1）町内会活性化に向けた支援

町内会の意義や重要性を周知するなど、町内会への加入促進に向けた支援をする必要があります。良好な生活環境の維持につながる地域コミュニティの中核である町内会が生き生きと活動できるよう、それぞれの町内会の実情に応じ支援を行うことが重要です。

【盛り込むべき事業内容など】

- 不動産団体との連携などを通じた町内会加入促進
- 町内会アドバイザーの派遣
- 町内会のデジタル技術活用に向けた支援 など

（2）地域コミュニティの課題解決に向けた支援

地域課題解決に向けて主体的に取り組もうとする町内会等に対する支援や、地域コミュニティの様々な団体が連携して地域課題の解決に取り組むネットワーク（まちづくり協議会など）への活動支援、解決に資するノウハウなどの情報発信などが求められます。

【盛り込むべき事業内容など】

- 地域課題を考えるワークショップ等の開催
- ノウハウや優良事例の共有
- 課題解決を後押しする財政的支援 など

(3) 地域コミュニティ施設の利便性の向上

デジタル化など新たなニーズを踏まえ、地域活動の場となる地域コミュニティ施設の環境整備を進め、利便性の向上に努める必要があります。また、老朽化などの課題を抱える市民集会施設について、維持・充実に向けた支援も必要です。

【盛り込むべき事業内容など】

- 地域コミュニティ施設の利便性向上に向けた支援
- 市民集会施設への支援 など

3 基本目標3：運営体制強化

～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動団体が安定的に活動を続けるには、人材や活動場所の確保が重要であり、支援にあたっては、拠点施設（市民活動サポートセンターなど）における各種相談対応や情報提供などの機能を一層充実させていく必要があります。

【基本施策】

(1) 総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化

活動団体にとっての総合的・一元的窓口になることが期待されている市内中心部の拠点施設である市民活動サポートセンターは、市民まちづくり活動団体のニーズ等をとらえ、情報提供・相談、研修学習、連携交流、調査研究・啓発・企画立案など各種機能を強化し、団体の運営体制強化に向けた総合的な支援を実施していくことが求められます。

【盛り込むべき事業内容など】

- 活動団体の運営基盤強化やスキルアップにつながる各種研修、相談などの充実
- 拠点施設を利用する様々な団体間の相互理解や連携・交流の促進
- 研修などの各種情報の集約・情報提供機能強化 など

(2) 活動の場の支援

市民まちづくり活動団体のニーズに合った活動の場の整備を支援するほか、市民活動プラザ星園をはじめ、ちえりあ（札幌市生涯学習センター）や地区図書館などの社会教育施設など既存の場をまちづくり活動の場として活用していくことが重要であり、効果的な情報発信が必要です。

【盛り込むべき事業内容など】

- 遊休スペースを改修した活動の場の整備に対する支援
- 市民活動プラザ星園の活用促進 など

(3) 組織力強化に資する人材の育成

市民まちづくり活動団体の組織力・運営能力を高めるために、人事労務や税務会計などの専門的知識を持つ人材や、複雑・多様化する課題に対応できる人材、次期リーダーとなり得る人材等の育成を進めることができます。

【盛り込むべき事業内容など】

- 市民まちづくり活動団体の課題を踏まえた人材育成・研修機会の提供
- 認定NPO法人等の組織運営ノウハウを学ぶ研修の実施
- 市民まちづくり活動団体の課題や成長に寄り添った伴走支援の実施 など

(4) 情報共有・情報発信の強化

各団体が新たな人材や資金を確保し運営基盤を強化するためには、市民まちづくり活動に必要な情報を収集し、より広く発信することが円滑に行われる必要があります。

【盛り込むべき事業内容など】

- さまざまな情報ツールの周知、活用促進
(「まちさぽ」、北海道市民活動団体情報提供システム、内閣府ポータルサイト)
- 団体が情報発信できるスペースの確保 など
(市民活動サポートセンター掲示、地下歩行空間「市民まちづくり活動情報コーナー」、イオンパンフレットコーナーほか)

4 基本目標4：寄付文化の浸透

～寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

寄付文化が醸成され、浸透すると、市民まちづくり活動団体への寄付が増え、市民まちづくり活動への財政的支援（助成）が充実すると同時に、市民まちづくり活動に対する市民の理解や共感が進み、活動そのものの波及効果が大きくなっていくものと考えます。

市民まちづくり活動団体の財政基盤の強化、財源の多様化にむけて、休眠預金をはじめとする各種補助金や資金調達制度についてもわかりやすく情報提供を行う必要があります。

【基本施策】

(1) 寄付文化を醸成・浸透させる取組の強化

市民や企業への情報発信を通じて「寄付を通じたまちづくり活動への参加の意義」の理解を促進し、安定的に寄付が得られるよう取組を強化する必要があります。また寄付を受ける団体の活動に対しても、市民の理解と共感が得られるよう情報発信を充実する必要があります。

【盛り込むべき事業内容など】

- 寄付意欲を喚起する効果的な情報発信（感謝状贈呈を通じた社会的評価など）
- さぽーとほっと基金を活用した事業に関する周知・広報
- 寄付者が税の優遇措置を受けられる認定N P O法人等の制度の理解促進 など

（2）自主性・自立を促す効果的な助成の実施

社会情勢の変化とともに地域課題や市民まちづくり活動団体のニーズも変わってきていることから、さぽーとほっと基金の在り方について見直しを検討する必要があります。見直しにあたっては、活動団体の事業規模や段階に応じて成長を促す視点や、テーマを決めて重点化するなど、効果的な助成制度の構築が必要です。

助成申請手続きの簡素化やデジタル活用、助成金を補完する伴走支援等についても併せて検討していく必要があります。

【盛り込むべき事業内容など】

- さぽーとほっと基金の見直し
- 企業とのマッチングや伴走支援 など

（3）各種助成金制度の活用に向けた支援

企業をはじめとした他の団体が運営している各種助成金制度の情報を収集し、一元的に情報発信するとともに、各種助成金の活用促進に向けた支援が必要です。

【盛り込むべき事業内容など】

- 各種助成制度の活用など資金調達に向けた側面支援
- 各種助成金情報の一元化（市民活動サポートセンターにおける集約）
- 各種助成団体の共同説明会の開催 など

5 基本目標5：多様な連携・協働

～市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

複雑・多様化する課題に的確に対応するためには、第3期基本計画で掲げていた市民まちづくり活動団体間の連携にとどまらず、行政、企業、大学、町内会、市民まちづくり活動団体など、様々な団体が協働して課題解決できるよう環境づくりを進め、協働による相乗効果や新たな価値を創出する必要があります。

また、企業による地域貢献活動を更に促進するため、まちづくり活動が企業の付加価値向

上につながるような認定制度や表彰に関する情報発信を積極的に行う必要があります。

【基本施策】

（1）市民まちづくり活動団体の多様な連携に向けた支援

様々な団体が相互理解を深め、連携するきっかけとなるような機会を創出する支援が必要です。また、連携事業に対する財政的支援や情報発信などの充実も求められます。今後の人口構成の変化を見据えると、大学と地域の連携も重要になります。

【盛り込むべき事業内容など】

- 連携のきっかけとなる交流機会の提供
- 連携して地域の課題解決を行う取組への支援
- 大学生等が市民まちづくり活動団体でインターンシップを行う仕組の構築 など

（2）行政との連携・協働の促進

行政だけで解決を図ることが困難な複数な分野にまたがる複雑・多様な課題が増加する中、市民の困りごとや不安に共感し、寄り添う多様な主体との連携・協働を促進し、課題解決に取り組むことが求められます。

【盛り込むべき事業内容など】

- 福祉、教育、地域など様々な分野におけるネットワークの推進
- 全庁的な協働推進と市民やNPOからの意見・提案を聞く仕組みづくり
- 中間支援組織との連携 など

（3）企業の地域貢献活動の促進

企業がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりや、地域貢献に積極的に取り組む企業の認定制度や情報発信など、企業価値の向上につながる支援が重要と考えられます。

【盛り込むべき事業内容など】

- 企業の地域貢献活動を支援する取組（さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度）
- さっぽろまちづくりパートナー協定の締結 など